

重要
必ずご覧ください

学校法人国際基督教大学 ご入学の皆様へ！

学生生活のしもを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)

国際基督教大学では、全学部学生・大学院学生が、本学在籍期間中、学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）に加入しています。

学生自身の病気やケガ、
インターンシップ中や自転車運転中の高額賠償事故などを、
24時間、365日幅広く補償します。

全国各地の自転車条例
にも対応しています！

**賠償責任保険金
示談交渉
サービス付**



©東京海上日動

かぜによる通院でも1日
目から対象調剤薬局で
処方された薬代金も対象

**通院1日目から
補償**



©東京海上日動

自動セット

メディカルアシスト
一人暮らしの学生も安心
です！！
お電話にて各種医療に関
する相談に応じます。

申込締切

2019年 **3月29日（金）**

団体割引

30% 適用

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2019年4月1日以降にお振込みの方は振込日翌日から補償開始となります。
- 2019年4月30日以降にお振込みの場合は取扱代理店までお問い合わせください。
- 退学等の場合には、残期間に応じてご返金します。

ICU 国際基督教大学
INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY
Expanding Potential

学生生活を幅広くサポートします！

1 個人賠償責任保険

示談交渉サービス付

自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害保険

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。）

（※1）「天災危険補償特約有り」プランをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用保険

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

全額	自己負担額	保険金
3	4,380	4
円	円	円

ケガ・病気で国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分（※4）を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等は除く。）

（※1）「天災危険補償特約有り」プランをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※2）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

（※3）保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※4）自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等保険

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に自宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、搜索救助費用等をお支払いします。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

5 育英・学資費用保険

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・D・G・Jタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

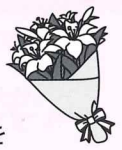
◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※1）「天災危険補償特約有り」プランをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



6 生活用動産保険

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額〈自己負担額〉 5,000 円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

7 借家人賠償責任保険

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

メディカルアシスト

24時間365日受付

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限り、（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご確認ください。※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



ご加入タイプ

自宅から通学の学生

一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。

一人暮らしの学生

1	個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内: 3 億円 国外: 1 億円 限度			1 事故 国内: 3 億円 国外: 1 億円 限度		
2	死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
3	入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
4	救援者費用等	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
5	育英費用 ^(※4) ケガ	100 万円	100 万円	対象外	100 万円	100 万円	対象外
	学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	100 万円	100 万円		100 万円	100 万円	
	学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	100 万円	対象外		100 万円	対象外	
6	生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50 万円	50 万円	50 万円
7	借家人賠償責任 ^(※6)				300 万円	300 万円	300 万円

保険料（卒業までの一括払）

天災危険補償特約なし	A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	E タイプ	F タイプ
2023 年 3 月 卒業予定者 (4 年間分保険料)	71,070 円	40,290 円	35,600 円	77,060 円	46,280 円	41,590 円
2022 年 3 月 卒業予定者 (3 年間分保険料)	48,270 円	30,380 円	27,390 円	52,860 円	34,970 円	31,980 円
2021 年 3 月 卒業予定者 (2 年間分保険料)	29,040 円	20,820 円	19,170 円	32,250 円	24,030 円	22,380 円
2020 年 3 月 卒業予定者 (1 年間分保険料)	13,770 円	11,630 円	10,960 円	15,610 円	13,470 円	12,800 円
地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり	G タイプ	H タイプ	I タイプ	J タイプ	K タイプ	L タイプ
2023 年 3 月 卒業予定者 (4 年間分保険料)	74,610 円	43,830 円	37,080 円	80,600 円	49,820 円	43,070 円
2022 年 3 月 卒業予定者 (3 年間分保険料)	50,720 円	32,830 円	28,520 円	55,310 円	37,420 円	33,110 円
2021 年 3 月 卒業予定者 (2 年間分保険料)	30,560 円	22,340 円	19,960 円	33,770 円	25,550 円	23,170 円
2020 年 3 月 卒業予定者 (1 年間分保険料)	14,510 円	12,370 円	11,400 円	16,350 円	14,210 円	13,240 円

- （※1）情報機器内のデータ損壊は1 事故 500 万円限度となります。
- （※2）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- （※3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- （※4）独立生計の学生はお選びいただけません。C・F・I・Lタイプをお選びください。
- （※5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- （※6）一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C・G・H・I）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率〔30%〕が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

付帯学総 Q & A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！一度の手続きで卒業まで安心！

- 1 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
- 2 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
- 3 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。
- 4 6月中旬頃、加入者証が到着する。

保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

記入例に従いご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。

振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は払込人負担です。

加入手続き完了



加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。
*送付先は扶養者住所です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方で自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

その他ご注意いただきたいこと

育英費用について

本パンフレット記載の育英費用は、育英費用保険金をお支払いした場合には効力を失います（その年度の育英費用分の保険料を返還できない場合があります。）。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険(株) (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン日本興亜(株) 三井住友海上火災保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先
(取扱代理店)

(株)ICUサービス

〒181-0015 東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学 本部棟2階
(TEL 0422-33-3530 FAX 0422-33-3765)
注)学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口(学生サービス部)までお問い合わせください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課支社) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
(TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132)

必ずお読みください

重要事項説明書

〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険
(こども総合補償)
にご加入いただく
皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】	契約概要 保険商品の内容を ご理解いただくための事項	注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項
-----------	--	---

I

ご加入前におけるご確認事項

1

商品の仕組み

この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2

基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3

補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出られない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*}。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や

II

ご加入時におけるご注意事項

1

告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。
【告知事項・通知事項一覧】
☆：告知事項かつ通知事項
●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*}
●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}
★：告知事項
●保険の対象となる方ご本人の生年月日
●他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容
*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

III

ご加入後におけるご注意事項

1

通知義務等

【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたる場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。
【その他ご連絡いただきたい事項】
●すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
【ご加入後の変更】
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2

解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4

満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
【保険金請求忘れのご確認】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV

その他ご留意いただきたいこと

1

個人情報の取扱い

払込取扱票裏面の＜個人情報情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3

保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4

その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきまますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1.

保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
☐ 保険金をお支払いする主な場合
☐ 保険期間
☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方

2.

加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。
万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。
☐ 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
☐ お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

●「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することになった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いします。）
(*) 各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方：
下記の職種級別Bに該当しない方
○職種級別Bに該当する方：
アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」
☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3.

重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意^{*1}」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）
0570-022808 <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

18-T02680 平成30年7月作成